

大和市教育委員会訓令第4号

庁中一般、各かい

大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月26日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程

大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程（平成21年大和市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2、1 こども部の表を削り、別表第2、2 文化スポーツ部の表中図書・学び交流課の項を削り、同表中「スポーツ課」を「図書・学び交流課及びスポーツ課」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。